

大津市ガス経年埋設内管改善工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の一般ガス導管事業における地震対策を推進する上で、ガス使用者が占有し又は所有する土地に埋設しているガス経年埋設内管をより安全なガス管に改善する工事に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって需要家保安の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ガス経年埋設内管 土中に埋設されたガス管で、ガス管の種類が「白ガス管（亜鉛メッキ鋼管（防食テープ巻を含む。）」をいう。
- (2) 灯外内管 ガスを供給する管で、ガス使用者が占有し又は所有する土地と道路との境界からガスメーターまでのものをいう。
- (3) 改善工事 ガス経年埋設内管等を、耐震性、耐腐食性能の高い管種に取替え、又は設置方法を変更する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、改善工事について、他の補助金の交付を受ける者は、除く。

- (1) ガス経年埋設内管である灯外内管を所有していること。
- (2) 自己の費用負担にて改善工事を行うこと。
- (3) 水道料金、下水道使用料及び最終保障供給に係るガスの料金を滞納していないこと。
- (4) 一棟の建物（以下「申請建物」という。）に引き込まれているすべてのガス経年埋設内管（複数の供給管から引き込まれている場合は、そのすべてのガス経年埋設内管。）を対象とする改善工事を行うこと。ただし、一のガス経年埋設内管から分岐して二棟以上の建物に引き込まれている場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付申請書（様式第1号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 次の各号に掲げる書類の写し

ア ガス内管及びガス栓工事申込書

イ 設計図（新設管を赤色、既設管及び補助の対象となる撤去管を青色で表記し、管種、口径及び延長を記入したもの。なお、補助の対象とならない既設管については、管種、口径及び延長を可能な範囲で記入したもの。）

ウ 概算工事金額見積書

(2) 工事を行う箇所における次に掲げる原状の写真

ア 建物の全景を撮影したもの

イ 原状の配管ルートマジック等で明示したもの

ウ 配管予定ルートマジック等で明示したもの

(3) その他公営企業管理者が必要と認めるもの

3 第1項の規定に基づく申請書の提出は、次に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める期日までにしなければならない。

(1) 令和5年度 令和6年2月29日

(2) 令和6年度 令和7年2月28日

(3) 令和7年度 令和8年2月27日

(4) 令和8年度 令和8年11月30日

(交付の決定)

第6条 公営企業管理者は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が、法令及びこの要綱に定める基準並びに予算の定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか等を調査し、適正と認めたときは、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

2 公営企業管理者は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、理由を付して、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(事情変更による取消し等)

第7条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときにおいて補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。た

だし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定による通知は、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又はガス経年埋設内管改善工事補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業の内容の変更等の承認等）

第8条 交付申請者は、補助事業の内容の変更又は補助事業に係る経費の配分の変更をする場合は、工事の完工までに、ガス経年埋設内管改善工事補助事業変更承認申請書（様式第6号）を、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、ガス経年埋設内管改善工事補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の内容又は補助事業に係る経費の配分の変更に係る額が、第6条第1項の規定により決定した補助金の交付予定額の20パーセントに満たない額であり、かつ減工（減額）のときは、ガス経年埋設内管改善工事補助事業変更承認申請書（様式第6号）の提出を省略することができる。

（承認通知書等）

第9条 公営企業管理者は、前条の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更、中止又は廃止を決定したときは、ガス経年埋設内管改善工事補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）又はガス経年埋設内管改善工事補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）により、補助事業の内容の変更、中止又は廃止を承認しないことを決定したときは、ガス経年埋設内管改善工事補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）又はガス経年埋設内管改善工事補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により交付申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、改善工事が完了し、かつ本市の精算処理が完了、又は公営企業管理者が完了と認めたときは、ガス経年埋設内管改善工事補助事業実績報告書（様式第12号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) ガス内管及びガス栓工事施工票の写し（当該書類の提出が困難であると公営企業管理者が認めるときは、これに類するものとして公営企業管理者が認める書類）
- (2) 竣工図（作成方法は、第5条第2項第1号イの設計図の例による。）
- (3) 次に掲げる工事写真

- ア 既設埋設白ガス管等の配管状況がわかるもの
- イ 新設管の配管状況がわかるもの
- ウ 既設管と新設管の接続箇所がわかるもの（新設管の上流側及び下流側から接続部を写したものの。）
- エ 施工上の障害物等がわかるもの
- オ アスファルト舗装又はコンクリート舗装等の既設厚がわかるもの
- カ アスファルト舗装又はコンクリート復旧等の完工状況がわかるもの
- キ 壁貫通部の施工状況及び復旧状況がわかるもの

(4) その他公営企業管理者が必要と認めるもの

3 第1項の規定に基づく実績報告書の提出は、次に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める期日までにしなければならない。

- (1) 令和5年度 令和6年3月15日
- (2) 令和6年度 令和7年3月14日
- (3) 令和7年度 令和8年3月13日
- (4) 令和8年度 令和9年2月26日

(補助金の額の確定)

第11条 公営企業管理者は、前条第1項の規定による実績報告書を受領したときは、当該実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付額確定通知書（様式第13号）により通知するものとする。

2 前項のガス経年埋設内管改善工事補助金の額の確定は、第4条に定める補助金の額と、第6条第1項の交付決定通知における当該補助金交付予定額（第9条の規定に基づく承認をしたときは、その承認に基づき提出された第10条第1項の実績報告にて算出される額。）のいずれか低い額とする。

(補助金の交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた交付申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、ガス経年埋設内管改善工事補助金交付請求書（様式第14号）を公営企業管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 公営企業管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをすることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件の違反が判明したとき。
- (3) その他公営企業管理者が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定後においても適用があるものとする。

3 公営企業管理者は、第1項の規定による取消しをしたときは、速やかにガス経年埋設内管改善工事補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 公営企業管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、交付申請者に対し、ガス経年埋設内管改善工事補助金返還通知書（様式第16号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（延滞金）

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞金を本市に納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、^{うるう}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 公営企業管理者は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の手続き等について必要な事項は、大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）に規定する交付の手続等の例による。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、その都度公営企業管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第11条第1項の規定により補助金の交付の確定の通知を受けた者に係る第12条から第15条まで及び次項の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

3 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同項

の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、平成30年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行する。ただし、別表の改正規定（「1円未満」を「1,000円未満」に改める部分に限る。）については、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
改善工事に係る配管工事費及び既設管撤去工事費	補助対象経費の2分の1の額とし、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
使用者のために供給管に設置される遮断装置等の設置費	なお、補助金の限度額は、設置ガスメーター（本市が所有するものに限る。）の能力1立方メートル毎時につき15,000円の割合で計算した額とする。ただし、ガスメーターを取替えた場合は、取替え前の能力で計算する。
大津市ガス供給条例第6条第2項に規定する工事費	
<p>備考 補助対象経費は、改善工事を行う上で現状の機能及び外観を維持するために最低限必要なものとする。ただし、次の各号に掲げる増額分を除く。</p> <p>(1) 供給するガス量を原状より大きくするために、ガス管の口径を増径した場合における増額分。ただし、配管経路が長くなる場合等で原状の供給能力を維持するために増径する場合、既設ガス管と同径の口径の材料がないために増径する場合若しくは口径25ミリメートルの既設ガス管を30又は32ミリメートルに増径する場合を除く。</p> <p>(2) コンクリート舗装、タイル張り等で工事を施行した箇所の境目が残るため又はタイル張り等で同じ材料が入手できないため、公営企業管理者が認める範囲を超えて復旧工事を施行する場合における増額分。</p>	